

☆ 知的障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③ ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

知的障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア 教育内容・方法

(ア) 教育内容

a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールの理解を促すよう配慮する。

b 学習内容の変更・調整

知的発達が遅れにより、一般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 焦点化を図ること
- 基礎的・基本的な学習内容を重視すること
- 生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること 等

(イ) 教育方法

a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

知的発達が遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。

- 例) 文字の拡大や読み仮名の付加
- 話し方の工夫
- 文の長さの調整
- 具体的な用語の使用
- 動作化や視覚化の活用
- 数量等の理解を促すための絵カードや文字カード
- 数え棒
- パソコンの活用 等

b 学習機会や体験の確保

知的発達が遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、

- 例) 調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭においても生かすことのできる力が向上するように指導する。
- 学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導する。

c 心理面・健康面の配慮

知的発達が遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることへの配慮をする。

- 例) 学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫する。
- 自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

イ
支援体制

(ア) 専門性のある指導体制の整備

- 例) 専門家からの支援
 特別支援学校(知的障がい)のセンター的機能の活用
 特別支援学級の活用
 てんかん等への対応のために、必要に応じた医療機関との連携

(イ) 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

- 例) 知的障がいの状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性として、実体験による知識等の習得が必要であることから、特性を踏まえた対応ができるように、周囲の子どもや教職員、保護者への理解啓発に努める。

(ウ) 災害時等の支援体制の整備

- 例) 適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

ウ
施設・設備

(ア) 校内環境のバリアフリー化

- 例) 自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

- 例) 危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。
 必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- 例) 災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

